

司法試験

論文過去問の答案の書き方講座
～刑事訴訟法～

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 19750 0

LU19750

論文過去問の答案の書き方講座 刑訴法

今回は、司法試験の論文過去問のうち、平成30年度刑訴法の設問2を題材に、論文の答案の書き方をイメージできるようにすることを目的としています。

今回の講義は論文試験の合格に必要な基本知識を修得していることを前提としています。基本知識に不安がある受験生は、「**矢島の速修インプット講座**」(2020年合格目標)で基本知識のインプットをすることをおすすめします。

論文試験の答案の書き方に不安がある方は、「**矢島の論文完成講座**」(2020年合格目標)で論文試験の答案を作成するのに必要な事実の分析の仕方や、法規範を定立した上で問題文の事実に即してあてはめをして結論を導く法的思考能力を身に付けることができます。

令和元年9月17日

LEC専任講師 矢島純一

刑訴法

- ・ 伝聞法則（実質説）

伝聞証拠とは、裁判所の面前で反対尋問を経ている原供述のうち、要証事実との関係で内容の真実性が問題となるものをいうと考える。

- ・ 伝聞法則（形式説）

伝聞証拠とは、「公判期日における供述に代わる書面」又は「公判期日外における他の者の供述を内容とする供述」のうち**要証事実**との関係で供述内容の真実性が問題となるものをいうと考える。

- ・ 2つの見解の対立を考える実益&この問題のポイント

これら見解の対立が問題となるのは主尋問だけ実施して反対尋問を実施できなかった場合のみなので、それ以外の事例では、どちらの見解に立っても結論に違いは出ないため、長々論述する必要はない。

要証事実の意義

→要証事実とは当該証拠によって直接証明されるべき事実をいう。

・試験においては、当該証拠による要証事実が、主要事実（犯罪事実：例：構成要件該当事実、違法性阻却事由、責任阻却事由）のときもあれば、主要事実を推認させる間接事実のときもあるため、事例ごとに要証事実が何なのかを具体的に明らかにした上で、当該証拠が伝聞証拠に当たるか否かを検討することになる。

・立証趣旨と要証事実

伝聞証拠に関する出題で「立証趣旨」という言葉が登場することがある。

立証趣旨とは、証拠調べ請求の際に、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示したものをいう（規則 189 I 参照）。例えば、殺人事件の犯行現場を実況見分した結果を記載した実況見分調書とか写真撮影報告書などの立証趣旨を「犯行現場の状況」などとして証拠調べ請求されることがある。

定義上は、要証事実と立証趣旨は別物であるが、当事者が主張する立証趣旨は、實際上、要証事実と同じ意味であることが少なくない。

注：なお、「要証事実」は多義的な言葉であり、最終的な立証目標となっている主要事実（例：犯人性、殺意など）を意味するときもある。特に、伝聞証拠以外の項目で要証事実という言葉が用いられているときはこの傾向が強い。要証事実がどのような意味で用いられているかは文脈に応じて判断するしかない。伝聞証拠の項目の論文試験対策としては、要証事実の意味を、「当該証拠によって直接証明されるべき事実」と理解しておけば論述しやすい。

・パターン① 問題文に「立証趣旨」が明示されている場合の要証事実の設定

ある証拠の要証事実をどのように捉えるかについて、証拠調べ請求権を当事者の権限として**当事者主義**を基本とする刑訴法のもとでは（298条1項参照）、まずは、当該証拠を証拠調べ請求した**当事者が主張する立証趣旨**を前提として当該証拠の要証事実を把握すべきと解されている。

ただし、当事者が設定した立証趣旨をそのまま前提にするとおおよそ証拠としては無意味になるような**例外的な場合**には、裁判所は、**実質的な要証事実**を考慮する必要があると解されている。実質的な要証事実を把握する際は、当該証拠の内容や当該事案の事実関係からどのような事実を当該証拠の要証事実と把握すると証拠として意味があるのかという観点から考えていく。

関連問題：司法論文 H20, H21, H22, H23, H25, H30, 予備論文 H26

下記の①から③の供述の要証事実の異同と伝聞該当性

① 伝聞

供述の内容の真実性が問題となるような要証事実を設定する場合、当該供述は伝聞証拠となる。

② 非伝聞

本来は伝聞証拠の定義に当たりうる証拠であるが、それを証拠としても誤判のおそれが高いため伝聞証拠とは扱われないものを非伝聞との言葉を用いて説明する見解がある。犯罪の故意や、嫌悪の意図など精神状態（心理状態）の供述は、その供述当時にそのような精神状態にあったことを要証事実とする証拠に用いるときは、供述当時にそのような精神状態であったか否かにつき【 供述の内容の真実性 】が問題となるけれど、精神状態の供述は、当時の精神状態を立証するのに【 最良の証拠 】といえること、精神状態の供述には【 知覚、記憶の過程がなく誤りが介在するおそれが少なく反対尋問によるテストをする必要性がない 】こと、原供述の表現・叙述の誤りは原供述者の態度等をその供述を聞いた者に確認し、書面であればその記載の前後関係などから吟味すれば足りるため伝聞証拠としては扱わないものである。精神状態の供述をこのように用いるときは非伝聞となる。

③ 供述証拠の非供述的用法

言葉の存在自体を要証事実とする場合（例：アンドロメダの大王発言からその発言当時の精神異常を推認する場合）は、供述内容の真実性が問題とならないため伝聞証拠にはならない。これは伝聞証拠の定義には当たりようがないものであり、②非伝聞と区別して供述証拠の非供述的用法ということがある。

・②と③の異同

②と③は伝聞証拠にならないという点で共通し、広い意味では両者とも非伝聞といえる。ただし、②と③はそれぞれ伝聞証拠にならない理由が異なるため、②を非伝聞といい、③を供述証拠の非供述的用法といって両者を区別することがある。

③は、②と異なり、供述についての意識的（精神的・心理的）な要素を一切問題としないものである。同じ精神状態を示す供述に関する問題でも、下記の「私はアンドロメダの帝王だ。」との供述は、その供述内容の真実性を問題としないまま、その言葉の存在自体から供述時における供述者の精神異常を推認するものである。

一方、上記②の精神状態を示す供述は、その供述により供述者が供述時にそのような精神状態であったことを証明するものなので、その供述の内容の真実性が本来は問題となるものである。しかし、このような供述は、知覚、記憶の過程を欠き、誤りが介在する可能性が低い等のことから非伝聞として扱うことが許容される。

- ・非供述的用法の**具体例** 言葉の存在を供述者の精神状態を推認するのに用いる場合
例えば、「私は、**A**が真顔で『私はアンドロメダの帝王だ。』と言っていたのを聞きました。」との**W**の公判供述は、**A**が実際にアンドロメダの帝王なのかという原供述の内容の真実性を問題にせず、**A**のその発言の存在自体を状況証拠として発言当時の**A**の精神異常（刑法39条1項の心神喪失など刑事責任を基礎付ける事実）を推認するのに役立つ。このように、人の供述を、その人の精神異常を推認するための証拠に用いるために、その人がそのような内容の発言をしたこと自体を要証事実とする場合は、その発言内容の真実性を問題とする必要性はないので原供述は伝聞証拠ではない（供述証拠の非供述的用法）。

刑訴法の設問2の概略

1 小問1 下線部③の**本件メモ**の証拠能力

→Qが、「甲が、平成30年1月10日、Vに対し、本件メモに記載された内容の文言を申し向けたこと」との**立証趣旨**で証拠調べ請求をした本件メモについて、弁護人が不同意との証拠意見を述べた状況で、その証拠能力が問われている。

本件メモが、書面であり、問題文に「立証趣旨」、「不同意」とあることから、伝聞証拠は原則として証拠能力が否定されるとの**伝聞法則**の観点から証拠能力の検討が求められていることが分かる。

- ・伝聞証拠の定義については、実質説と形式説とがあるが、本問の事案を処理するにあたっては、どちらの見解を採用しても結論に違いがでないため、自説からの伝聞証拠の定義を論じて、その定義に則して、事案を具体的に検討するとよい。

- ・要証事実の確定と伝聞証拠の該当性の検討

- ・伝聞例外の要件

本件メモは、Vの供述書で、被告人以外の者の供述書に該当する。

→321条1項3号の例外要件

①供述不能

②不可欠性

③特信情況

2 小問2 下線部④の本件領収書の証拠能力

→設問2小問2は、下線部④の本件領収書の証拠能力について、立証趣旨を踏まえ、立証上の使用方法を複数想定し具体的事実を摘示しつつ論じることを求めている。ただし、本件領収書の作成者が甲であり、本件領収書が甲からVに交付されたものであることは、証拠上認定できるものとされている。

・本問の処理にあたって参考になる採点実感の抜粋は次のとおりである。

・採点実感の抜粋

〔設問2〕の2では、本件領収書について、本事例で明示された立証趣旨を踏まえ、立証上の使用方法として、領収書の記載からその内容の真実性（記載内容どおりの事実が存在したこと、すなわち、特定の日に、甲とVの間で、屋根裏工事代金として、100万円の授受があったこと）を推認する場合と、例えば、一定の記載のある本件領収書が甲によって作成された事実と、甲からVへ当該領収書が交付された事実を併せ考慮することで、記載内容の真実性とは独立に、現金授受の事実を推認する場合を想定する必要がある〔以下略〕。

(1) 立証上の使用方法① ～伝聞証拠（供述証拠）としての使用方法

→Qが、「甲が平成30年1月10日にVから屋根裏工事代金として100万円を受け取ったこと」との立証趣旨で証拠調べ請求をした本件領収書について、弁護人が不同意との証拠意見を述べた状況で、その証拠能力を問われている。これも伝聞法則の観点から証拠能力の検討が求められていることが分かる。

・要証事実の確定と伝聞証拠の該当性の検討

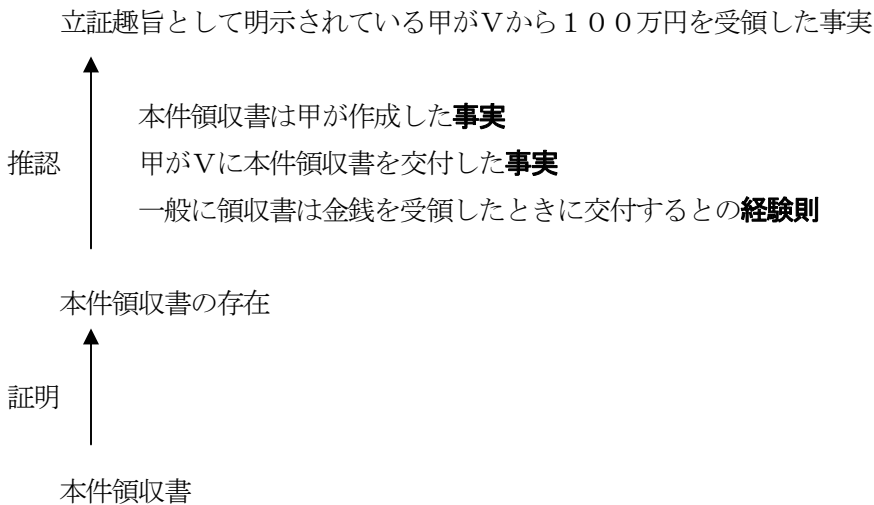
・伝聞例外の要件

本件領収書は、甲の供述書で、被告人の供述書に該当する。

→322条1項の例外要件

本件領収書は、甲が、Vから100万円を受領した事実を認める旨の甲の供述が記載されているもので、詐欺罪の構成要件該当事実を証明する証拠として、不利益な事実の承認を内容とする書面に当たるため、伝聞例外要件として、任意性が要求される。

(2) 立証上の使用方法② ～非供述証拠としての使用方法



*参考 問題文にあった次の事実はどのような意味があるのか？

- ・ 本件領収書に甲の指紋が付着していた事実
- ・ 本件領収書にあった印影と本件事務所で押収された甲の認印の印影が合致した事実

→上記の本件領収書から甲の指紋が検出された事実や、本件領収書の印影と本件事務所にあった甲の名字が刻された認印の印影が合致した事実を併せて考慮すると、甲が本件領収書を作成した事実が推認できる。

もっとも、設問2の小問2の問題文の「ただし書」によると、甲が本件領収書を作成した事実は証拠上認定できるとされているため、こうした推認の過程の論述は、答案上、しなくてもよいようになっている。なお、今後の試験対策のために、このような「ただし書」がない場合は、こうした推認の過程を論じる必要があることは理解しておきたい。

〔刑事系科目〕

〔第2問〕 (配点：100)

次の【事例】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事例】

- 1 平成30年1月10日午前10時頃、A工務店の者と名乗る男が、H県I市J町のV方を訪問し、V(70歳、女性)に対し、無料でV方の修繕箇所の有無を点検する旨申し向け、Vの了解を得て、V方を点検した。その男は、実際には特段修繕を要する箇所などなかったにもかかわらず、Vに対し、「屋根裏に耐震金具は付いていますが、耐震金具に不具合があって、そのまま放っておくと、地震が来たら屋根が潰れてしまいます。すぐに工事をしないと大変なことになります。代金は100万円です。お金を用意できるのであれば、今日工事をすることも可能です。」などと嘘を言ってVをだまし、V方の屋根裏の修繕工事を代金100万円で請け負った。その男は、Vから、「昼過ぎであれば100万円を用意できるので、今日工事をしてほしい。」と言われたため、同日午後1時頃、再度、V方を訪問し、Vから工事代金として現金100万円を受領し、領収書(以下「本件領収書」という。)をVに交付した。その後、その男は、V方の修繕工事を実施したかのように見せ掛けるため、形だけの作業を行った上で、Vに対し、工事が終了した旨告げて立ち去った。

本件領収書の記載内容は【資料1】のとおりであり、㊸の部分にA工務店の代表者として甲の名字が刻された認め印が押されているほかは、全てプリンターで印字されたものであった。

- 2 Vは、同日午後7時頃、Vの長男WがV方を訪問した際に前記工事の話をしたことを契機に、詐欺の被害に遭ったことに気付き、Wから、犯人が言った内容を記載しておいた方がよいと言われたため、その場で、メモ用紙にその内容を記載した(以下「本件メモ」という。)

本件メモの記載内容は【資料2】のとおりであり、全ての記載がVによる手書き文字であった。

翌11日、V及びWは、警察署に相談に訪れた。Vは、司法警察員Pに対し、本件領収書及び本件メモを提出した上で、「100万円の詐欺の被害に遭いました。犯人から言われた内容は、被害当日にメモに書きました。犯人は中肉中背の男でしたが、顔はよく覚えていません。ただ、犯人が、『A工務店』と書かれたステッカーが貼られた赤色の工具箱を持っていたことは覚えています。ステッカーは、直径5センチメートルくらいの小さな円形のもので、工具箱の側面に貼られていました。」と説明した。Wは、Pに対し、「提出したメモは、昨夜、母が、私の目の前で記載したものです。そのメモに書かれていることは、母が私に話した内容と同じです。」と説明した。

- 3 Pらが所要の捜査を行ったところ、本件領収書に記載された住所には、実際にA工務店の事務所(以下「本件事務所」という。)が存在することが判明した。

本件事務所は、前面が公道に面した平屋建ての建物で、玄関ドアから外に出るとすぐに公道となっていた。また、同事務所の前面の腰高窓にはブラインドカーテンが下ろされており、両隣には建物が接しているため、公道からは同事務所内を見ることができなかった。

Pらは、同月15日午前10時頃、本件事務所付近の公道上に止めた車両内から同事務所の玄関先の様子を見ていたところ、同事務所の玄関ドアの鍵を開けて中に入っていく中肉中背の男を目撃した。その男が甲又はA工務店の従業員である可能性があると考え、①Pは、同日午前11時頃、その男が同事務所から出てきた際に、同車内に設置していたビデオカメラでその様子を撮影した。Pが撮影した映像は全体で約20秒間のものであり、男が同事務所の玄関ドアに向かって立ち、ドアの鍵を掛けた後、振り返って歩き出す姿が、容ぼうも含めて映っているものであった。

Pがその映像をVに見せたところ、Vは、「この映像の男は、犯人に似ているような気がしますが、同一人物かどうかは自信がありません。」と述べた。

その後の捜査の結果、A工務店の代表者が甲という氏名であること及び前記映像に映っている男が甲であることが判明した。

Pらは、引き続き本件事務所を1週間にわたって監視したが、甲の出入りは何度か確認できたものの、他の者の出入りはなかったため、A工務店には甲のほかに従業員はいないものと判断して監視を終えた。

Pらは、その監視の最終日、甲が赤色の工具箱を持って本件事務所に入って行くのを目撃した。Pらは、同工具箱に「A工務店」と書かれたステッカーが貼られていることが確認できれば、甲が犯人であることの有力な証拠になると考えたが、ステッカーが小さく、甲が持ち歩いている状態ではステッカーの有無を確認することが困難であった。そこで、Pらは、同事務所内に置かれた状態の工具箱を確認できないかと考えた。しかし、公道からは同事務所内の様子を見ることはできなかったため、玄関上部にある採光用の小窓から内部を見ることはできないかと考え、向かい側のマンションの管理人に断った上で同マンション2階通路に上がったところ、同小窓を通して同事務所内を見通すことができ、同事務所内の机の上に赤色の工具箱が置かれているのが見えた。そして、Pが望遠レンズ付きのビデオカメラで同工具箱を見たところ、同工具箱の側面に、「A工務店」と記載された小さな円形のステッカーが貼られているのが見えたことから、②Pは、同ビデオカメラで、同工具箱を約5秒間にわたって撮影した。Pが撮影したこの映像には、同事務所内の机の上に工具箱が置かれている様子が映っているのみで、甲の姿は映っていなかった。

Pがその映像をVに見せたところ、Vは、「犯人が持っていた工具箱は、この映像に映っている工具箱に間違いありません。」と述べた。

その後、Pは、Vの供述調書を作成するためにVの取調べを実施しようとしたが、その直前にVが脳梗塞で倒れたため、Vの取調べを実施することはできなかった。Vの担当医師は、Vの容体について、「今後、Vの意識が回復する見込みはないし、仮に意識が回復したとしても、記憶障害が残り、Vの取調べをすることは不可能である。」との意見を述べたため、Pは、Vの供述調書の作成を断念した。

- 4 Pらは、同年2月19日、甲を前記1記載の事実に係る詐欺罪で通常逮捕するとともに、本件事務所等の捜索を実施し、甲の名字が刻された認め印等を押収した。そして、甲は、同月21日、検察官に送致され、引き続き勾留された。

甲は、検察官Qによる取調べにおいて、「V方に行ったことはありません。」と述べて犯行を否認した。

その後、捜査を遂げた結果、本件領収書から検出された指紋が、逮捕後に採取した甲の指紋と合致するとともに、本件領収書の印影と前記認め印の印影が合致したことなどから、Qは、同年3月12日、甲を前記詐欺の事実で公判請求した。

- 5 甲は、同年4月23日に行われた第1回公判期日において、前同様の弁解を述べて犯行を否認した。

Qは、本件領収書の印影と前記認め印の印影が合致する旨の鑑定書、本件領収書から検出された指紋と甲の指紋が合致する旨の捜査報告書、Vから本件メモ及び本件領収書の任意提出を受けた旨の任意提出書等のほか、③本件メモ及び④本件領収書の取調べを請求した。Qは、本件メモの立証趣旨については、「甲が、平成30年1月10日、Vに対し、本件メモに記載された内容の文言を申し向けたこと」、本件領収書の立証趣旨については、「甲が平成30年1月10日にVから屋根裏工事代金として100万円を受け取ったこと」であると述べた。

弁護人は、前記鑑定書、前記捜査報告書及び前記任意提出書等については同意したが、本件メモについては不同意、本件領収書については不同意かつ取調べに異議があるとの証拠意見を述べた。その後、Wの証人尋問が実施され、Wは、前記2のWがPに対して行った説明と同旨の証言をした。

【設問1】 下線部①及び②の各捜査の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

【設問2】

1. 下線部③の本件メモの証拠能力について、立証趣旨を踏まえ、具体的事実を摘示しつつ論じな

さい。

2. 下線部④の本件領収書の証拠能力について、立証趣旨を踏まえ、立証上の使用方法を複数想定し、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。ただし、本件領収書の作成者が甲であり、本件領収書が甲からVに交付されたものであることは、証拠上認定できるものとする。

【資料1】

		領収書	
V	様	平成30年1月10日	
¥ 1,000,000 (税込)			
但 屋根裏工事代金として			
上記正に領収いたしました			
		〒 〇〇〇-〇〇〇〇	
		H県I市K町1-2-3	
		TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
		A工務店 代表 甲 印	

【資料2】

1/10

(今日午前10時、A工務店と名乗る男性が訪問してきた。そのとき言われたこと。)

屋根裏に耐震金具は付いているが、耐震金具に不具合がある。

地震が来たら、屋根が潰れる。すぐに工事しないと大変なことになる。

工事代金は100万円。

お金が用意できるのであれば、今日工事をすることも可能。

平成30年度 司法試験 出題趣旨 刑事訴訟法

【設問2】は、被害者Vが犯人から申し向けられた欺罔文言を記したメモ及びVが犯人から交付を受けた領収書について、本事例にある検察官Qが明示した各立証趣旨を踏まえて、証拠能力の有無を検討させる問題である。

前提として、刑事訴訟法第320条第1項のいわゆる伝聞法則の趣旨を踏まえ、同項の適用の有無、すなわち伝聞と非伝聞の区別基準を示すことが求められる。この区別は、当該証拠によって何をどのように証明しようとするかによって決まり、具体的には、公判外供述を内容とする供述又は書面を、公判外の原供述の内容の真実性を証明するために用いるか否かによるとされるのが一般的である。

その上で、本件メモ及び本件領収書について、本事例において明示された立証趣旨を踏まえて、想定される立証上の使用方法に鑑み、伝聞・非伝聞の別について分析するとともに、伝聞証拠に該当する場合には、各書面に相応する伝聞例外規定を摘示した上、その要件を充足するか否かについて、また、非伝聞証拠〔注：非伝聞の中でも要証事実との関係で内容の真実性を問題としないものを供述証拠の非供述的用法とすることがある〕に該当する場合には、いかなる推論過程を経れば、(記載内容の真実性を問題とすることなしに)立証趣旨に則した事実を推認することができるのかについて、それぞれの確かつ丁寧な検討、説明を行うことが求められる。

本件メモには、Vが犯行時に犯人から申し向けられた欺罔文言が記載されており、その立証趣旨は、「甲が、平成30年1月10日、Vに対し、本件メモに記載された内容の文言を申し向けたこと」とされているところ、かかる立証趣旨を踏まえた場合に、本件メモがそこに記載された内容の真実性を立証するために用いられることとなるか否かを検討し、伝聞証拠かどうかを判断する必要がある。

伝聞証拠に該当する場合は、伝聞例外の要件を満たすか否かを検討すべきこととなるが、本件メモは、「被告人以外の者」であるVが作成した「供述書」であるから、刑事訴訟法第321条第1項第3号の規定する要件を充足するか否かを検討することが求められる。

本件領収書には甲が平成30年1月10日にVから屋根裏工事代金として100万円を受領した旨が記載されており、その立証趣旨は、「甲が平成30年1月10日にVから屋根裏工事代金として100万円を受け取ったこと」とされているところ、かかる立証趣旨を踏まえ、甲が特定の日にVから特定の趣旨で特定の金額の現金を受領したとの事実を立証する方法として、本件領収書を伝聞証拠として用いる場合と非伝聞証拠として用いる場合とを想定することが可能であるため、その双方について検討することが求められる。

伝聞証拠として用いる場合については、本件領収書は、「被告人」である甲が作成した「供述書」であるから、刑事訴訟法第322条第1項の規定する要件を充足するか否かについての検討が求められる。

他方、非伝聞証拠として用いる場合については、本件領収書の作成、交付の事実を併せ考慮することにより、領収書の記載内容の真実性とは独立に、立証趣旨に対応する上記現金受領の事実が推認されることを相応の根拠とともに論じることが求められる。

平成30年司法試験の採点実感

1 採点方針等

本年の問題も、昨年までと同様に比較的長文の事例を設定し、具体的事例に基づき、その捜査及び公判の過程に現れた刑事手続上の問題の所在を的確に把握し、その法的解決に必要な具体的事実を抽出・分析した上、これに的確な法解釈を経て導かれた法準則を適用して一定の結論を導き出すとともに、この過程を筋道立てて説得的に論述することを求めるものである。法律実務家になるために必要な事案分析能力、法解釈・適用能力、事実認定能力、論理的思考力、論述能力及び刑事訴訟法に関する基本的学識等を試すための出題である。

〔設問2〕については、伝聞法則及び伝聞例外規定に関する正しい知識や理解があれば十分解答は可能であろう。なお、〔設問2〕の2のうち、本件領収書が非伝聞証拠として用いられる場合について論述するに当たっては、かかる用法が実質的に伝聞法則の潜脱に当たらないか否かを十分に意識する必要があるであろう。

2 採点実感

各考査委員からの意見、感想を述べる。

おおむね出題の趣旨に沿った論述をしていると評価できる答案としては、次のようなものがあった。

〔設問2〕の1では、本件メモの証拠能力を検討するに当たり、伝聞法則の趣旨の正確な理解を前提に伝聞と非伝聞を区別する基準を提示した上、本事例における立証趣旨を踏まえた場合、本件メモは、V供述の内容の真実性が問題となることから伝聞証拠に該当し、証拠能力が肯定されるには刑事訴訟法第321条第1項第3号の規定する要件が充足されなければならないことを指摘し、事例中の具体的事実をこれに当てはめて、証拠能力に関する結論を導き出している答案が見受けられた。

また、〔設問2〕の2では、伝聞と非伝聞を区別する基準を前提に、本事例における立証趣旨を踏まえた場合、本件領収書については、その使用方法により、伝聞証拠に該当する場合と非伝聞証拠に該当する場合とが想定されることを指摘した上、伝聞証拠に該当する場合に、証拠能力が肯定されるには刑事訴訟法第322条第1項の規定する要件が充足されなければならないことを指摘し、事例中の具体的事実をこれに当てはめて、証拠能力に関する結論を導き出している答案、非伝聞証拠に該当する場合として、例えば、一般に領収書が持つ社会的意義を前提とした経験則を基に、本件領収書の作成及び交付の事実自体から現金授受の事実を推認できる旨を論述している答案が見受けられた。

注：ある証拠からある事実を推認（意味付け）するには、そのように推認できる根拠が必要で、経験則・論理側がその根拠となる。

他方、法原則・法概念の定義や関連する判例の表現を機械的に暗記して記述するのみで、なぜそのような定義や表現を用いるのかを当該法原則・法概念の趣旨に遡って論述することができていない答案、具体的事実に対してそれらの定義等を的確に適用することができていない答案、そもそも具体的事実の抽出が不十分であったり、その意味の分析が不十分・不適切であったりする答案が見受けられた。

〔設問2〕については、前提として、刑事訴訟法第320条第1項のいわゆる伝聞法則の趣旨を踏まえ、伝聞証拠の意義、すなわち伝聞と非伝聞を区別する基準を提示する必要がある。多くの答案が、立証において公判期日外でなされた供述の「内容の真実性が問題となるか否か」を基準として挙げていたが、なぜ、立証趣旨との関係で原供述の「内容の真実性が問題となる」場合に、原供述を媒介する書面又は供述が伝聞証拠としてその証拠能力を否定されることになるのかについて、伝聞法則の趣旨を踏まえて十分に論述できていない答案も、依然として相当数見られた。

〔設問2〕の1では、本件メモについて、まず、本事例で明示された立証趣旨を踏まえつつ、伝聞証拠該当性を論述する必要がある。本件メモは、Vが犯行時に犯人(被告人甲)から聞いたとする欺罔文言を自ら記載した書面(被害状況を記載した供述書)であり、その立証趣旨は、「甲が、平成30年1月10日、Vに対し、本件メモに記載された内容の文言を申し向けたこと」である。そこでは、Vが記載したとおりに、犯人(被告人甲)がVに対して本件メモに記載された内容の文言を言ったことが立証の対象となる(Vの供述の内容の真実性が問題となる)から、本件メモは伝聞証拠に当たる。この点を理解し、適切に結論を導いていた答案が多かったが、「内容の真実性が問題となる」という表現の意味をなお正確に理解できていないため、本件メモの全体を非伝聞証拠とした答案も少数ながら見られた。

本件メモによる立証の対象には、甲が発言したとおりにV宅の耐震金具に不具合があることなど(Vが記載した甲の発言の内容の真実性)は含まれていないが、そのことは、Vの供述を記載したものとしての本件メモの伝聞証拠該当性を否定するものではない。他方、甲の発言の真実性が問題となるとして、再伝聞証拠とする答案も散見されたが、これも、「内容の真実性が問題となる」との表現の意味及び本件メモによる立証の対象を正しく理解したものとはいえない。

次に、伝聞証拠である本件メモ(被告人以外の者が作成した供述書)については、刑事訴訟法第321条第1項第3号該当性を論述する必要があるが、条文に関する基本的な知識が不足していたり、同号の規定する伝聞例外として証拠能力を肯定するための各要件(いわゆる「供述不能」、「不可欠性」及び「特信性」)を充足するか否かを判定するために必要な具体的事実の抽出・検討が不十分であったりする答案が多く見られた。

まず、「供述不能」の要件については、同号に列挙された事由が例示か否かについて述べる答案が少なからず見られたが、まずはVの心身の状態が同号に規定された事由のいずれかに該当しないのかを検討すべきであろう。

続いて、「不可欠性」の要件については、「その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができない」という文言に対する理解を示した上で、本件メモがそうした証拠に該当するかを検討すべきである。

さらに、「特信性」の要件については、供述内容の信用性を担保する外部的付随事情の存否を問題とすべきであると述べながら、Vによる本件メモの作成状況や作成に至る経緯などの具体的事実を十分に検討することなく「特信性」の有無の結論を述べる答案が多く見られた。

また、本件メモはVが自ら作成した「供述書」であり、「署名〔又〕は押印」(刑事訴訟法第321条第1項柱書き参照)は不要であるにもかかわらず、本件メモにVの署名押印がないことを理由に伝聞例外該当性を否定する答案が散見された。

〔設問2〕の2では、本件領収書について、本事例で明示された立証趣旨を踏まえ、立証上の使用方法として、領収書の記載からその内容の真実性（記載内容どおりの事実が存在したこと、すなわち、特定の日に、甲とVの間で、屋根裏工事代金として、100万円の授受があったこと）を推認する場合と、例えば、一定の記載のある本件領収書が甲によって作成された事実と、甲からVへ当該領収書が交付された事実を併せ考慮することで、記載内容の真実性とは独立に、現金授受の事実を推認する場合を想定する必要があるが、意識的に両者の用法を記述している答案は少なかった。

本件領収書は、甲がVから屋根裏工事代金として現金を受領した際にその事実を自ら記載した書面であり、その立証趣旨は、「甲が平成30年1月10日にVから屋根裏工事代金として100万円を受け取ったこと」であるから、上記の使用法のうち前者の場合には、領収書の記載からその内容たる事実を推認することとなり（甲による本件領収書の記載＝甲の供述の内容の真実性が問題となる）、本件領収書は伝聞証拠として用いられるものと評価されることになる。

そして、この場合、本件領収書は甲が自ら作成した書面（供述書）であり、刑事訴訟法第322条第1項該当性が問題となるところ、ここでも、本件メモの伝聞例外該当性の検討におけるのと同様、条文に関する基本的知識が不足している答案が少なからず見られた。例えば、同項が、証拠能力の要件について、被告人供述をその内容によって「〔自己〕に不利益な事実の承認」とそれ以外のものに分け、後者についてのみいわゆる「特信性」を要求しているにもかかわらず、本件領収書の内容が、Vから屋根裏工事代金として現金の交付を受けたことを認める「不利益な事実の承認」に該当するとしながら、「特信性」の有無を検討する答案、他方で、前者についての「任意性」の要件を見落としている答案、供述書である本件領収書についても、「署名〔又は押印〕」の要件が条文上要求されているとする答案などが散見された。

上記の使用法のうち後者の場合、例えば、甲による本件領収書の作成及びVへの交付の事実を併せ考慮することにより、その記載内容の真実性とは独立に、現金授受の事実を推認する場合は、本件領収書は非伝聞証拠として用いられるものと評価されるが、多くの答案は、単にその旨を述べるにとどまり、さらに、そのような形で同事実を推認し得る実質的理由についてまで言及する答案は少数にとどまった。

注：この点については、「2 採点実感」の最初の方で「非伝聞証拠に該当する場合として、例えば、一般に領収書が持つ社会的意義を前提とした経験則を基に、本件領収書の作成及び交付の事実自体から現金授受の事実を推認できる旨を論述している答案」が良い答案の例として挙げられているのが参考になる。

3 答案の評価

(1) 「優秀の水準」にあると認められる答案

また、**〔設問2〕**については、伝聞法則の趣旨の正確な理解を前提に、伝聞法則の適用の有無、すなわち伝聞と非伝聞を区別する基準を的確に提示している答案、そして、**本件メモ**については、本事例において明示された立証趣旨を踏まえて伝聞・非伝聞の別を論述した上、伝聞例外について、刑事訴訟法第321条第1項第3号の規定する各要件の意義を的確に論述しつつ、各要件を充足するかにつき、本事例に現れた具体的事実を踏まえて的確かつ丁寧な検討を行っている答案、**本件領収書**については、本事例において明示された立証趣旨を踏まえつつ、その使用方法により、伝聞証拠に該当する場合と非伝聞証拠に該当する場合とが想定されることを指摘した上、前者については、刑事訴訟法第322条第1項の規定する各要件の意義を的確に論述しつつ、各要件を充足するかにつき、本事例に現れた具体的事実を踏まえて的確かつ丁寧な検討を行い、後者については、領収書の作成・交付の事実を併せ考慮することにより、領収書の記載内容の真実性とは独立に現金授受の事実が推認されることを相応の根拠とともに論じている答案である。

なお、このように、出題の趣旨に沿った十分な論述がなされている答案は僅かであった。

(2) 「良好の水準」にあると認められる答案

【設問2】については、伝聞法則の趣旨の正確な理解を前提に、伝聞と非伝聞を区別する基準を的確に提示し、正しく結論を導き出しはいるものの、伝聞例外の要件充足性について、本事例に現れた具体的事実を踏まえて説得的な説明がなされていなかったり、本件領収証を非伝聞証拠として用いる場合について、領収書の作成・交付の事実を併せ考慮することまでは言及できているものの、領収書の内容の真実性とは独立に現金授受の事実が推認される根拠には言及できていなかったりする答案である。

(3) 「一応の水準」に達していると認められる答案

【設問2】については、伝聞法則の趣旨を一応理解し、伝聞と非伝聞を区別する基準を提示してはいるものの、伝聞例外の規定の検討が不十分であり、具体的事実の抽出が不足している答案や、提示した要件への当てはめが一部欠如している答案、本件領収書について、想定される使用方法のうち、いずれか一方のみ論述し、もう一方には言及されていない答案である。

(4) 「不良の水準」にとどまると認められる答案

上記の水準に及ばない不良なものをいう。

一般的には、刑事訴訟法上の基本原則の意味を理解することなく機械的に暗記し、これを断片的に(さらに正確さを欠いた形で)記述するだけの答案や、関係条文・法原則を踏まえた法解釈を論述・展開することなく、事例中の事実をただ羅列するだけの答案など、法律学に関する基本的学識と能力が欠如しているものである。

具体的な例を挙げれば、【設問1】では、下線部①の任意捜査の適法性を判断するに当たり、本件の捜査一般の「必要性」を論述するばかりで、ビデオカメラによる撮影という特定の手段を選択する「必要性」について論述していない答案、【設問2】では、伝聞法則の趣旨や伝聞と非伝聞を区別する基準についての記述自体が不十分な答案や、伝聞例外の規定の要件を誤って理解していたり、当てはめが誤っていたりする答案などがこれに当たる。

「採点実感」のところの文字装飾の意味

実線 → 良いところ。積極的に取り入れたいところ。

点線 → 悪いところ。反面教師として本番の試験でこれをやったらいけないと意識しておくべきところ。

[] → [私が補った言葉や文章]

注 → 注：私の補足説明

大きな半括弧（中心が尖っているもの） → 今回の問題（設問）に限らず，思考方法などが他の問題や他の科目でも役立つ部分

大きな半括弧（中心が尖っていないもの） → 当該問題の中でも特に重要なところ

第2 設問2

1 小問1 下線部③の本件メモの証拠能力

(1) 本件メモが伝聞証拠として証拠能力が否定（320条1項）されるかを検討する。知覚、記憶、表現、叙述の各過程を経て証拠化される供述証拠は、各過程に誤りが入るおそれが高いことから、誤判防止のために反対尋問によるチェックが必要である。要証事実との関係で供述の内容の真実性が問題とならない場合は、原供述を証拠としても誤判のおそれがない。そこで、**伝聞証拠**とは、裁判所の前で反対尋問を経していない原供述のうち、**要証事実**との関係で内容の真実性が問題となるものをいうと考える。

そして、証拠調べ請求権を当事者に付与するなど**当事者主義**を基本とする刑事訴訟法のもとでは（298条1項参照）、当事者が設定した立証趣旨をそのまま前提にするとおおよそ証拠としては無意味になるような**例外的な場合を除いて**、当事者が主張する**立証趣旨**を前提として当該証拠の**要証事実**を把握すべきと考える。

(2) 検察官が主張する**本件メモの立証趣旨**は、「甲が、平成30年1月10日、Vに対し、本件メモに記載された内容の文言を申し向けたこと」である。本件メモには、甲が、平成30年1月10日、Vに対し、耐震金具に不具合があること、地震がきたら屋根が潰れること、すぐに工事をしないと大変なことになること、工事代金は100万円であることなど、**甲がVを欺く行為**として発言した具体的な言動が記載されている。この証拠から、甲がVに対し、このような文言を申し向けたことを立証できれば、甲が詐欺罪の犯罪事実を構成する欺く行為をしたことを立証できるため、**上記立証趣旨を前提とすると、本件メモは証拠として意味があるもの**といえる。以上のことから、本件メモの**要証事実**は、**立証**

1	趣旨にあるとおり 、甲が、平成30年1月10日、Vに対し、本件メモに記載
2	された内容の文言を申し向けた事実といえる。
3	そして、本件メモの記載内容は、 反対尋問 を経していない公判廷外のVの供述
4	であって、Vのこの供述から、 前記要証事実が存在することを立証 するには、
5	Vの供述内容どおりの 事実が存在することが必要 となるため、 要証事実との関
6	係 でVの供述内容の 真実性が問題 となる。したがって、本件メモは 伝聞証拠 に
7	該当 する。
8	(3)ア 伝聞証拠であっても 伝聞例外 の要件を満たすときは証拠能力が認められ
9	る。本件メモは、Vの供述書であり、 被告人以外の者の供述書 に当たる。本問
10	では、本件メモを証拠とすることの 同意 （326条1項）がないため、 321
11	条1項3号の伝聞例外要件 を満たさなければ証拠能力が認められない。
12	イ まず、Vは 脳梗塞 で倒れ意識が回復する見込みがなく、仮に意識が回復した
13	としても、 記憶障害 が残り、 Vの取調べは不可能 となっているため、「精神若
14	しくは 身体の故障 」により公判期日等で「 供述することができ 」ないといえる。
15	次に、「その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができない」とは、そ
16	の供述が 犯罪事実の証明のために実質的に必要 といえることをいうと解され
17	る。本問をみると、甲はV方に行った事実を否定し犯行を否認し、Vの供述録
18	取書が存在しない ことに加えて、Wの公判供述に含まれるVの供述が伝聞供述
19	として伝聞例外要件（324条2項、321条1項3号）を充足しない限り証
20	拠能力が否定されることを考慮すると、Vが甲の欺く発言を直接聞いて自らの
21	体験したことを記録に残した本件メモは、 前記要証事実の立証のために非常に
22	有力な証拠 となり、この証拠がなければ、前記要証事実を立証するのは難しい。
23	以上のことから、甲がVに欺く行為をしたとの犯罪事実の証明のために 実質的

1	に必要 なものとして <u>不可欠性の要件を満たす</u> といえる。
2	最後に、 <u>供述が「特に信用すべき状況の下にされたもの</u> 」といえるかは、 <u>当</u>
3	<u>該供述時における外部的事情から判断する</u> 。本問をみると、 <u>Vは、本件犯行の</u>
4	<u>当日</u> 、息子のWから、犯人が言った内容を記載しておいた方がよいと言われて、
5	<u>その場で、本件メモを作成している</u> 。このような外部的状況から、 <u>本件メモは、</u>
6	<u>Vが、日数の経過により記憶が減退する前に、自発的かつ意識的に作成したも</u>
7	<u>のといえるため、本件メモにあるVの供述は、「特に信用すべき状況の下にさ</u>
8	<u>れたもの</u> 」といえる。
9	以上より、321条1項3号の伝聞例外の要件を満たすため、本件メモは、
10	証拠能力が認められる 。
11	2 小問2 下線部④の本件領収書の証拠能力
12	(1) 本件領収書が <u>伝聞証拠として証拠能力が否定されるか</u> を前記同様の判断枠
13	組みを用いて、検討する。その際、 <u>以下の(2)と(3)のとおり</u> の立証上の使用方法
14	<u>を複数想定して論じる</u> 。
15	(2) 伝聞証拠としての使用方法
16	ア 本件領収書 が伝聞証拠に当たるかを検討する。検察官が主張する本件領収書
17	の 立証趣旨 は、「 <u>甲が平成30年1月10日にVから屋根裏工事代金として1</u>
18	<u>00万円を受け取ったこと</u> 」である。本件領収書には、 <u>甲が、平成30年1月</u>
19	<u>10日、Vを名宛人として、屋根裏の工事代金として100万円を領収した旨</u>
20	<u>の甲の供述が記載されている</u> 。この証拠から、甲がVから屋根裏工事代金とし
21	て100万円受け取ったことを立証できれば、詐欺罪の犯罪事実を構成する財
22	物の交付や財物の移転があったことを立証できるため、 <u>上記立証趣旨を前提と</u>
23	<u>すると、本件領収書は証拠として意味があるもの</u> といえる。以上のことから、本件

1	領収書の 要証事実 は、 立証趣旨にあるとおり 、甲が平成30年1月10日にV
2	から屋根裏工事代金として100万円を受け取った事実といえる。そして、本
3	件領収書の記載内容は、 <u>反対尋問を経していない公判廷外の甲の供述</u> であって、
4	<u>この供述から、前記要証事実が存在することを立証するには、甲の供述内容ど</u>
5	<u>おりの事実が存在することが必要</u> となるため、 <u>要証事実との関係でVの供述内</u>
6	<u>容の真実性が問題</u> となる。したがって、 <u>本件領収書は伝聞証拠に該当</u> する。
7	ウ 伝聞証拠であっても 伝聞例外要件 を満たせば証拠能力が認められるところ、
8	本件領収書は、甲が本問詐欺事件のために特に作成したものであり、甲の業務
9	の通常の過程において作成したものとまでは認められないため323条2号
10	の伝聞例外の書面には該当しない。
11	エ 本件領収書は、 <u>甲の供述書として被告人の供述書</u> に該当するため、証拠とす
12	ることの同意（326条1項）がない本問においては、 322条1項の伝聞例
13	外要件 を満たさなければ、 <u>証拠能力が認められない</u> 。
14	本件領収書は、甲が、Vから100万円を受領した事実を認める旨の甲の供
15	述が記載されているもので、詐欺罪の犯罪事実を証明する証拠として、 不利益
16	な事実の承認 を内容とする書面に当たるため、伝聞例外要件として、 任意性 が
17	要求される。本問をみると、 <u>本件領収書は、甲がVから工事代金として100</u>
18	<u>万円を受領する際に、Vに交付するために甲が自発的に作成したものと考えら</u>
19	<u>れ、任意性が認められる</u> 。よって、本件領収書は、伝聞例外の要件を満たすた
20	め、このような使用方法との関係で、 <u>証拠能力が認められる</u> 。
21	(3) 非供述証拠 としての使用方法
22	ア 前記(2)のように 要証事実 が、立証趣旨として記載された事実そのものではな
23	くても、 立証趣旨として記載された事実を推認させる事実 であれば、証拠とし

1	て意味がある。以下この観点から本件領収書の要証事実を検討した上で伝聞証
2	拠として証拠能力が否定されるか否かを論じる。
3	本件領収書の 作成者が甲 である事実と、 本件領収書を甲がVに交付した事実
4	は証拠上認定できるとされている。これら事実に加えて、 経験則上、一般に領
5	収書 というのは 金銭を受領したときに交付 されるものといえることから、 本件
6	領収書 は、甲がVから工事代金として 100万円を受領した際に甲からVに交
7	付された と 推認 できることを 併せて考慮 すると、 本件領収書の存在自体が立証
8	できれば、このこと自体から、 甲がその領収書に記載されたとお り、平成30
9	年1月10日、屋根裏工事代金として100万円をVから受け取ったとの 立証
10	趣旨 に記載されたとおりの詐欺の犯罪事実の存在を合理的に 推認 できる。こう
11	した 推認過程 を考慮すると本件領収書は 証拠として意味がある ものといえる
12	ため、本件領収書の 要証事実 は、 本件領収書の存在自体 と捉えることもできる。
13	イ 本件領収書から上記要証事実を立証するには本件領収書の内容の 真実性が問
14	題 とならないため、本件領収書は、 非供述証拠として伝聞証拠に該当しない 。
15	以上より、本件領収書は、上記要証事実との関係で、伝聞証拠として証拠能
16	力が否定されることはない。よって、本件領収証は、このような使用方法との
17	関係でも、 証拠能力 が認められる。
18	以上
19	
20	
21	
22	
23	

【2020年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～③】

～講師紹介を兼ねる

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座**（2019年6月上旬～9月上旬に新規収録）
- ② **矢島の論文完成講座**（2019年9月下旬～12月中旬に新規収録）
- ③ **矢島のスピードチェック講座**（2020年1月に新規収録）
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**（2020年2月中旬～3月中旬に新規収録）

① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：「お試しウェブ受講」で試聴することができます。

② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施（2019年1月に実施済み）していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施（2020年1月に実施）することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、最近の試験審査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される司法試験の論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験審査委員が求める答案がどのようなものを理解して、司法試験で出題されそうな論点の学習を通じて法的思考能力を磨くことは、予備試験の受験自体にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ 短答試験対策のための講座「**矢島の短答対策シリーズ**」の一覧

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文に必要な知識も修得**）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕（通信クラスのみ・現在配信中）

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、2020年度の試験から出題範囲とされる改正民法（**民法総則、債権法、相続法**）の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておく、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの改正法を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕(司法試験の対策)

(通信クラスのみ・現在配信中)

本講座は、**まず**、合格に必要な基本知識や重要判例を**インプット**するための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、**次に**、**論文過去問と矢島作成の解答例**を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕(司法試験の対策)

(パンフレットに未掲載・通学・通信)

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕(予備試験の対策)

[民事 1コマ3時間×3回=9時間 , 刑事 1コマ3時間×3回=9時間]

2020年5月に配信開始の**新規講座**です。本講座は法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識の**インプット**や、**論文答案の書き方を修得**することを目的としています。本講座を利用することで、**5月の短答式試験が終了した後でも**、**短時間で法律実務基礎科目の試験対策**をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案添削、個別面談、合格に直結する実践的な知識の修得に必要な講義など、合格に必要な指導を矢島が直接行います。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU19750